

愛媛県立しげのぶ特別支援学校 第4教棟外壁修繕業務仕様書

この仕様書は、愛媛県立しげのぶ特別支援学校第4教棟の外壁修繕業務について規定する。

1 業務名

愛媛県立しげのぶ特別支援学校 第4教棟外壁修繕業務

2 業務内容

県立学校全面打診等調査結果に基づき、学校が指定する箇所での修繕を行う。

※詳細は修繕内訳書及び校舎配置図、立面図のとおり

3 業務期間

契約の日から令和5年3月27日まで

4 実施要領

- (1) 受託者（以下、乙という。）は、学校（以下、甲という。）が提供する県立学校全面打診等調査結果報告書をよく確認し、業務内容について甲と事前に協議の上、施工方法等の詳細を決定すること。
- (2) 乙は、修繕に必要な器具の調達や人員の確保等を適切に行い、施工にあたっては安全に細心の注意を払うとともに、可能な限り、学校の教育活動に影響を与えないよう配慮すること。

5 支給品

なし

なお、消耗品、雑材料、工具、その他業務に必要な器材、物品等は乙で調達すること。

6 一般事項

- (1) 業務は、必要に応じ甲の立会を受けて実施すること。
- (2) 業務の実施については、乙は甲の教育活動に支障のないよう事前に甲と協議し、承認を得るものとする。
- (3) 業務が計画期間内に完了しないときは、甲の承諾を得て期間を延長するものとする。
- (4) 本仕様書の内容に疑義が生じたときは、甲と協議のうえ実施する。

7 保証

業務完了後、この業務に起因する不具合が生じた場合は、乙は速やかに無償修復を行うこと。

8 特記事項

この仕様書に記載されていない事項であっても、軽易な作業で施設の管理保全及び事故防止上、甲が必要と認めた作業は、契約金額の範囲内においてこれを実施するものとする。